

資料 2

手話施策事業実施報告書 (令和5年度) 詳細説明

令和5年10月20日(金)
三木市役所 5階 大会議室
10:00~

三木市共に生きる手話言語条例

条例のねらい

●基本理念●

ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、手話を使用しやすい環境を構築するものとします。

●市の責務●

市は、基本理念に基づき、施策を実施します。

●市民の責務●

手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

●事業者の責務●

手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

三木市手話施策推進方針

手話に対する認識と普及に努めるとともに、ろう者が自立した日常生活を営み、共生することができる地域社会の実現を目指します。

- ①手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- ②市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- ③手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

施策の実施状況を確認するため三木市手話施策推進会議を設置し、施策やその進捗状況について意見を聞きます。

	実施施策	推進方針	計画
1	手話及び聴覚障害に対する 理解の促進 を図るための施策 (手話条例第3条第1項第1号)	ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う	①②③ P7~ P13
		イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。	④⑤⑥ ⑦ P14~ P18
2	市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策 (手話条例第3条第1項第2号)	ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。	⑧ P18
		イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。	⑨⑩⑪ P19~ P20
		ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。	⑫⑬⑭ ⑮ P22~ P23
		エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。	⑯⑰⑱ ⑲ P23~ P24

	実施施策	推進方針	計画
3	手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策 (手話条例第3条第1項第3号)	ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成す	⑳㉑㉒ P25～ P26
		イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する。	㉓㉔㉕ P26～ P27
4	市長が必要と認める施策	その他	㉖㉗㉘ P27

三木市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

目次

手話言語条例・手話施策方針に基づく施策

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う。

- ①広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- ②ユニバーサル動画の配信・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- ③手話啓発に関するポスターを募集・・・・・・・・・・P13

イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。

- ④手話まつりを開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- ⑤ブルーライトアップにて啓発・・・・・・・・・・・・P16
- ⑥絵本の読みかたり『手話でみんなのおはなし会』開催・・・・・・・・P17
- ⑦市民向け手話啓発講座の実施・・・・・・・・・・・・P18

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

ア 市の行事等に手話通訳者を派遣

- ⑧市が主催する行事等に手話通訳者を派遣・・・・・・・・P18

イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

- ⑨消防署員向け手話研修会を実施・・・・・・・・・・・・P19
- ⑩市職員向けに啓発講座等を実施する・・・・・・・・・・P20
- ⑪市職員が手話検定取得を目指す・・・・・・・・・・・・P20

ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

- ⑫小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
- ⑬小学校・中学校・特別支援学校の教職員に対し研修会を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
- ⑭市内の高等学校の生徒に対し手話学習を実施・・・・・・・・P23

エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

- ⑮事業所に対し手話啓発講座を実施・・・・・・・・・・・・P23
- ⑯事業所に対し手話の理解が深まるようなリーフレットを作成・P23

目次

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

- ⑰設置手話通訳者の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24
- ⑱登録手話通訳者・要約筆記者の登録数を増やす・・・・・・・・ P24
- ⑲手話奉仕員養成講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ P24
- ⑳手話奉仕員養成講座の講師養成・・・・・・・・・・・・ P25
- ㉑手話通訳者養成講座の開催・・・・・・・・・・・・・・ P25
- ㉒要約筆記者養成講座の開催・・・・・・・・・・・・・・ P26
- ㉓登録手話通訳者の知識・技術の向上・・・・・・・・・・ P26
- ㉔絵本の読みかたり実施者を支援・育成・・・・・・・・ P27

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成

- ㉕啓発講座等の指導者を育成・・・・・・・・・・・・・・ P27
- ㉖啓発講座等の指導者研修・・・・・・・・・・・・・・ P27

その他

- ㉗手話で本を楽しむ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
- ㉘遠隔手話通訳サービス・・・・・・・・・・・・・・ P28
- ㉙NET119登録説明会・・・・・・・・・・・・・・ P28
- ㉚ひょうごTECHイノベーションプロジェクト・・・・・・・・ P29

- (参考) 三木市共に生きる手話言語条例・・・・・・・・・・ P31
- 三木市手話施策推進方針・・・・・・・・・・・・・・ P33
- 電話リレーサービス・遠隔通訳サービス・NET119・・ P37
- 情報アクセシビリティコミュニケーション法・・・・・・・・ P38

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

(手話条例第3条第1項第1号)

- ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う

① 広報活動

<令和5年度の実施状況>

○手話奉仕員養成講座・手話まつりやブルーライトアップなどの講座・イベント情報を広報やSNS等を使用しPRした。

○9月には特集記事を掲載（次ページ参照）。一般事業者3社、市民1名より手話に関する問い合わせあり。

○神戸電鉄三木駅のデジタルサイネージにて『手話言語の国際デー』『手話まつり』や『三木市しゅわちゃんねる』の情報を掲示。

○9月11日（月）～22日（金）には、庁内放送にて三木市共に生きる手話言語条例やイベントについて呼びかけを行った。

②ユニバーサル動画の配信

<令和5年度の実施状況>

- ・今年度は各課がどんな業務を行っているか分からないという市民からの意見があったため、各課に声をかけそれぞれ伝えたい内容を動画にし、作成している。（別紙PII参照）
- ・担当課の職員に手話で自己紹介を行ってもらい直接説明してもらうことで市民に身近に感じてもらい、内容も伝わりやすさを工夫した。
- ・市民課前のテレビに動画を流し啓発する。

※『三木市しゅわちゃんねる』の動画作成について今年度は、所管課に原稿を依頼し、打ち合わせ・撮影は、手話サークル「みき」に委託、障害福祉課が編集と共同で作成しています。

令和5年度ユニバーサル動画内容

	テーマ	関係課	配信日時
1	教えて！ゴミの分別 資源ごみ編	環境課	7月1日
2	みっきい夏まつり2023 の開催について	市民協働課	7月18日
3	ヘルプマークについて	障害福祉課	9月21日
4	有料スポーツ施設利用について	都市政策課	
5	下水道の正しい使い方について	下水道課	
6	図書館に行ってみよう	中央図書館	
7	公共交通について デマンド交通・バス・神戸電鉄	交通政策課	
8	NET119緊急通報システムについて	消防署 警防課	
9	手話通訳による傍聴について	議会事務局	
10	市税について	税務課	

③手話啓発に関するポスターを募集

<令和5年度の実施状況>

- ・啓発講座等で呼びかける。
- ・サマースクールにて声を掛ける。
- ・ポスター募集の案内（※下記のは小学生用）に『三木市しゅわちゃんねる』のQRコードを付け職員向け啓発講座にて配布した。 申込者 低学年 1名 中学生 12名

みきしども いきるしゅわげんごじょうれい
三木市共に生きる手話言語条例

けいはつ ぼしゅう
啓発ポスター募集



テーマ 『手話や聴覚障がい（耳が聞こえないこと）についてみんなに知ってもらえるように自由に書いてみよう』

紙の大きさ 画用紙4つ切り

画材 自由

応募方法 応募用紙に記入し切り取って作品の裏に貼って学校で決められた日に提出してください。

※応募いただいた作品は原則として返却いたしません。

問い合わせ先：三木市健康福祉部障害福祉課（担当：稲垣）
TEL（代表）82-2000 FAX89-2449

昨年度作品



三木市公式 YouTube チャンネル
『三木市しゅわちゃんねる』



(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

- イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。

④手話まつりを開催

<令和5年度の実施状況>

今年度は謎解きゲームを初開催。

日時：令和5年9月24日（日）開催

10時～12時 13時半～16時

場所：三木市立中央図書館

内容：午前 手話体験

要約筆記体験

指文字名刺作り

絵本の読みかたり

午後 謎解きゲーム

参加者：午前 17名 午後 38名

午前中の体験の様子



謎解きゲームの様子



○謎解きゲームのアンケート（一部抜粋）

- ・ ヒントがどれなのかわからなかったが、聞こえる聞こえないにかかわらず一緒に力を合わせて出来て良かった。
- ・ 係の人がヒントをくれたので良かった。場所や時間も丁度いいと思った。
- ・ すごく考えられていてビックリした。
- ・ 違う場所に移動したり楽しかったです。
- ・ ちょっと難しかったけどとても面白く、ろうの方ともコミュニケーションがとれて良かった

⑤ブルーライトアップにて啓発

9月23日は手話言語の国際デー。
令和5年度は、「世界そして日本を青色に！—手話言語をブルーライトで輝かせよう—」をテーマにしたライトアップ啓発イベントを開催。シンボルカラーのブルーは、「癒し」「希望」「世界平和」を表す色。

日時：令和5年9月22日（金）～28日（木）

場所：三木市役所 正面玄関前オブジェ

(株)岡田金属工業所 正面玄関前時計台



- ・ 9月11日（月）～22日（金）まで庁内放送にて呼びかけた。
- ・ 9月の広報に掲載しPRを行う。

⑥絵本の読みかたり『手話でみんなのおはなし会』 開催

<令和5年度の実施状況>

- ・絵本の読みかたりを年4回行う
(5月・7月・9月・2月)

実施詳細

- ・令和5年5月7日(日)
「ぼくのにんじん」
「しろくまちゃんのほっとけーき」
「ぐるんぱのようちえん」
「しょうぼうじどうしゃじふた」
- ・令和5年7月15日(日)
「しょうぼうじどうしゃじふた」
「赤ずきんちゃん」
- ・令和5年9月24日(日)
「ふとんやまトンネル」
「こぞうさんのおきょう」
「だるまちゃんとてんぐちゃん」
- ・令和6年2月11日(日) 予定

絵本の読みかたりの様子



⑦市民向け手話啓発講座の実施

<令和5年度の実施状況>

・今年度は、令和6年度の奉仕員養成講座の曜日に合わせて、3月土曜日午後に開催予定。

年度	手話啓発講座からの参加/奉仕員参加人数
平成30年度	1人/7人
令和1年度	1人/13人
令和2年度	コロナ禍の為中止
令和3年度	1人/14人
令和4年度	1人/15人

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する

⑧市が主催する行事等に手話通訳者等を派遣

<令和5年度の実施状況>

・市内全職員対象研修会または個人のスキルアップのための研修に対しても通訳依頼あり。設置通訳者が声をかける前に通訳依頼があったり、通訳が必要かの相談を受けることが増えた。

研修会8回(9月末時点)

・市の行事等に主催者(所管課)より手話通訳派遣の依頼あり。

24件のべ派遣人数53人(9月末時点)

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

- イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

⑨消防署員向け手話研修会を実施

<令和5年度の実施状況>

- ・ 4回実施 8月24日(木) 広野分署
8月29日(火) 本署
8月31日(木) 吉川分署
10月3日(火) 本署
- ・ 研修内容に実際の現場と同じ3人1組で実践形式の模擬を行った。
- ・ 今回、救急救助課よりよくある事例を聞き模擬に使用。
- ・ NET119や搬送の時に使用される言葉を手話で覚え、ろう講師とシュミレーションしてもらう。
- ・ 何年も続けて参加している署員もあり、搬送時救急車の中にホワイトボードを設置し対応するなど、聴覚障がい者への理解も深まっている。

※研修の様子



⑩市職員向けに手話啓発講座等を実施する

<令和5年度の実施状況>

- ・入庁2年目の職員また興味がある職員対象に手話研修会を実施する。
- ・11月21日（火）2回実施。

⑪市職員の手話検定取得を目指す

<令和5年度の実施状況>

・名称「放課後しゅわる」

手話検定5級取得を目指す事が目標だが、その前にまずは、楽しく手話を覚えてもらい、聴覚障がい者の方への理解・対応方法などを学んでもらう事を目標にした。

申込者は25名。平均出席者15名。

5月～就業後隔週木曜日 計11回実施。

※講座の様子



※アンケート・感想（17名回答）

- ・なかなか参加できなかったが、自由参加な分お休みしても参加しやすく、前の振り返りを学習会の前にしてもらったのでついていきやすかった。
- ・自分の手話が相手に伝わった時は感動しました。
- ・すごく楽しかった。世界観が広がった。

全国手話検定試験とは？

・2006（平成18）年から始まる。
社会福祉法人全国手話研修センターが行っている。

・試験の目的は、
手話ができる人が一人でも増えることを願って、ろう者が安心して暮らせる社会、ろう者が生活のいろいろな場面で、手話でコミュニケーションができる社会（情報バリアフリーの社会）をつくることをめざしています。

手話検定5級
挨拶や自己紹介を話題に会話ができる

手話検定4級
家族との身近な生活や体験を話題に会話ができる

手話検定3級
日常生活の体験や身近な社会生活の経験を話題に会話ができる

2級・準1級・1級となる

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(条例第3条第1項第2号)

ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

⑫小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施

<令和5年度の実施状況> (9月末時点)

・ 7 / 7	自由が丘東小学校	4年生	48名
・ 7 / 11	別所小学校	4年生	52名
・ 9 / 5	三木東学校	1年生	89名
・ 9 / 6	緑が丘東小学校	4年生	72名
・ 10 / 2	三木小学校	4年生	50名
・ 10 / 3	自由が丘小学校	4年生	75名
・ 10 / 20	緑が丘小学校	4年生	60名
・ 10 / 24	広野小学校	4年生	54名
・ 10 / 27	平田小学校	4年生	58名
・ 11 / 7	自由が丘中学校	1年生	113名

小学校 8校 中学校 2校 計10か所 671名

⑬小学校・中学校・特別支援学校の教職員に対し研修会を実施

<令和5年度の実施状況>

- ・年度初めに校園長会にて案内を行った。
- ・7月28日（金）実施
- ・教職員 6名参加

⑭市内の高等学校の生徒に対し手話学習を実施

<令和5年度の実施状況>

- ・上半期に案内ができなかった為、下半期に各高等学校に案内する

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(条例第3条第1項第2号)

- エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

⑮事業所に対し手話啓発講座実施

<令和5年度の実施状況>

- ・4/22（土）ワークショップ絆 3名参加
- ・11/24（金）(株)ダイナックパートナーズ 予定

⑯事業所に対しリーフレットを作成

- ・令和元年度リーフレットを作成し、同年度配布。
しかし、以前より職業が複雑化していることに加え、誰を対象としたリーフレットを作成すべきか（働いている側なのかお客様なのか）今後検討が必要

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策 (手話条例第3条第1項第3号)

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

⑰設置手話通訳者等の配置

<令和5年度の状況>

・設置手話通訳者

会計年度任用職員1名(常勤)

会計年度任用職員3名(交代)

常時(月～金)2名配置

8:30～17:00

R2年度 9件 R3年度 26件 R4年度 22件

R5年度 11件 (9月末時点)

・設置要約筆記者

会計年度任用職員2名(交代)

(月・木・金)1名配置

8:30～17:00

⑱登録手話通訳者・要約筆記者の登録数を増やす

<令和5年度の状況>(9月末現在)

・新たに手話通訳者1名、要約筆記者2名登録

現在・登録手話通訳者 17名

通訳件数 178件 延べ人数 214人

・登録要約筆記者 13名

通訳件数 72件 延べ人数 144人

⑲手話奉仕員養成講座の開催

<令和5年度の実施状況>

・5月～3月末 毎週木曜日午前中開催 計40回

・参加者 16名

⑳手話奉仕員養成講座の講師養成

<令和5年度の実施状況>

- ・講師養成講座の開催なし。（県主催）
- ・現在講師数 6名

（3）手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

（手話条例第3条第1項第3号）

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

㉑手話通訳者養成講座の開催

<令和5年度の実施状況>

- ・北播磨手話通訳者養成講座
スキルアップ講座 2名・通訳Ⅰ 受講者なし
今年度 多可町にて開催。
- ・統一試験前対策講座を三木市にて開催（計5回）。
受講者数三木市 3名 市外 4名参加。
- ・レッツトライ講座 12月以降開催予定。

手話通訳者全国統一試験合格者

2021年

合格者 1人/1人
全国合格率 20.43%

2022年

合格者0人/1人
全国合格率 18%

※毎年12月第1土曜日に全国統一試験開催

②要約筆記者養成講座の開催

<令和5年度の実施状況>

・北播磨要約筆記者養成講座（北播5市1町共催）を多可町にて開講。

三木市より参加者なし

③登録手話通訳者の知識・技術の向上

<令和5年度の実施状況>

○三木市登録手話通訳者現任研修

☆R5年8月27日（日）『読み取り通訳のポイント』

楠 圭子氏

参加者 8名

☆R6年1月14日（日）『聞き取り表現①』

前川和美氏

☆R6年1月21日（日）『聞き取り表現②』

前川和美氏

☆R6年2月18日（日）

『合理的配慮や新しい法律について』原 弘幸氏

（手話通訳者・要約筆記者合同研修会）

○北播磨登録手話通訳者現任研修

☆7月13日（木）『手話通訳者の知識』星 百合香氏

三木市より出席者 2名

☆10月26日（木）『事例検討』幸泉 正子氏

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策 (手話条例第3条第1項第3号)

②④絵本の読みかたり実施者を支援・育成

<令和5年度の実施状況>

- ・絵本の読みかたりを年4回実施。
(5月・7月・9月・2月)
- ・2階絵本コーナーにて開催。
- ・研修会を3月に実施予定。

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する

②⑤啓発講座等の指導者養成講座

<令和5年度の実施状況>

- ・令和5年度啓発講座講師養成講座
6月18日(日)実施
聞こえる講師2名、補助講師1名登録

②⑥啓発講座等の指導者研修

<令和5年度の実施状況>

- 現任研修をR6年2月に実施予定。
午前 講義
午後 意見交換会

その他

㉗手話で本を楽しむ

- ・中央図書館にて毎月第3木曜日
午後13:30～15:30
手話通訳者2名（派遣）にて対応
手話にて様々な本を楽しんでもらう
（2020年度～開始・図書館主催）

㉘遠隔手話通訳サービス

- ・利用者なし
テストを年度内に1回実施予定

㉙NET119登録説明会

日 時：令和5年12月3日（日）
10:00～12:00

場 所：三木市消防本部

※11月号の広報にて案内予定



③⑩ひょうごTECHイノベーションプロジェクト

◎HYOGO TECH（ひょうご てっく）イノベーションプロジェクトとは？

- ・兵庫県が県内各市町の地域課題解決に向けて民間事業者と手を取り合って解決を目指すプロジェクト。
（令和4年度発足）

○三木市の今年度のテーマ

『障がいのあるなし関係なく共に楽しめるエンターテインメントの提供』

「聞こえないってどんなことか」への理解を促し、心のバリアフリー化のきっかけづくりにテクノロジーのイノベーションによって困りごとの解決につながる商品の展示・体験会を開催

- ・兵庫県、三木市、採択企業の（NPO）ピープルデザイン研究所と共に展示・体験会を開催予定
 - ・ 2月4日（日） 時間・内容は現在検討中
 - ・ 後日チラシと共に案内予定

※キックオフイベントの様子（令和5年9月22日）



別紙資料

- ・ 三木市共に生きる手話言語条例
- ・ 三木市手話施策推進方針
- ・ 電話リレーサービス、遠隔通訳サービス、NET119
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

三木市共に生きる手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。しかし、ろう学校では、発声訓練や話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。

このように、ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。また、ろう者は、手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難で、情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしてきました。近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

私たち三木市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的事項を定めることにより、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、市、市民及び事業者と協力し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するための方針を策定するとともに、庁内体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(推進会議の設置)

第6条 市長は、第3条第1項各号に掲げる施策の実施状況について意見を聴くため、三木市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 推進会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年9月1日制定

三木市共に生きる手話言語条例（平成27年三木市条例第9号。以下「手話条例」という。）第3条第2項の規定により、三木市における手話施策を推進するための方針を次のように定める。

1 施策の推進方針の目的

地域に手話を普及し、聴覚障害に対する理解を広げることで、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことのできるまちを実現するため、具体的な方策を講じることを目的とする。

2 具体的な推進方策

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う。

イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策（手話条例第3条第1項第2号）

ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。

イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。

ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。

エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策（手話条例第3条第1項第3号）

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する。

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する。

(4) 市長が必要と認める施策（手話条例第3条第1項第4号）

前各号に定める施策以外に、手話を普及するため市長は必要な施策を講じるものとする。

3 各施策の検証について

三木市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

市の特徴

古くから金物の町として栄え、湯ノ山街道などの歴史的な町並みが残っています。神戸市に隣接し阪神間へのベッドタウンとして住宅地の開発が行なわれました。また、緑豊かな丘陵地にゴルフ場が多く、平野部には農村地帯が広がり、酒米山田錦の産地でもあります。

交通の状況については、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の広域幹線道路がつながり、鉄道は、神戸電鉄粟生線が神戸都心部へ接続しています。



三



木

条例を作るきっかけと 制定までの流れ

平成26年2月開催の「第4回耳の日のつどい」において、三木ろうあ協会や手話通訳者の皆さまから、「手話が言語として位置付けられたが、市民が手話と接する機会も少なく、手話や聴覚障害に対する理解が深まっていない」などの現状報告を受けたことにより、これからの市の普及活動について、推進施策の必要性を強く感じました。

- 平成26.8～11 検討委員会(4回)
- 平成27.1 パブリックコメント実施
- 平成27.3 3月市議会で提案・可決



検討委員会で協議

自治体データ

- ①人口：79,334人
- ②面積：176.51平方キロメートル
- ③身体障害者手帳所持者数：3,351人
- ④聴覚障害者数：229人
- ⑤手話サークル数：1サークル
- ⑥設置手話通訳者数：1人
- ⑦登録手話通訳者数：20人
- ⑧1年間の手話通訳の派遣件数：399件

条例のねらい

●基本理念●

ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、手話を使用しやすい環境を構築するものとします。

●市の責務●

市は、基本理念に基づき、施策を実施します。

●市民の責務●

手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

●事業者の責務●

手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めます。



制定時、庁舎前で記念撮影(平成27年3月27日)

三木市手話施策推進方針

手話に対する認識と普及に努めるとともに、ろう者が自立した日常生活を営み、共生することができる地域社会の実現を目指します。

- ①手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- ②市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- ③手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

施策の実施状況を確認するため三木市手話施策推進会議を設置し、施策やその進捗状況について意見を聞きます。

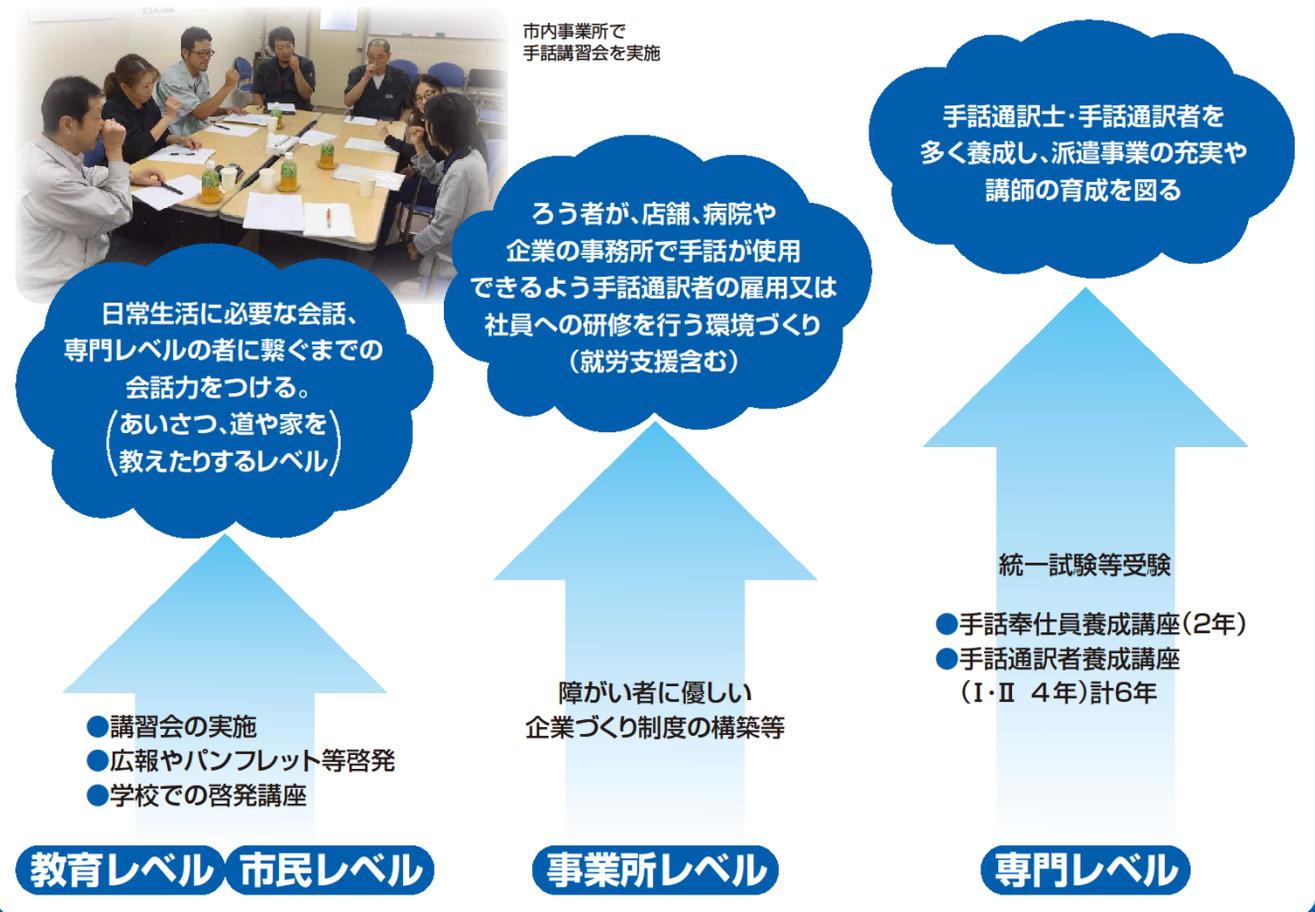
具体的な取り組み

- 啓発用パンフレットの配布
- 冊子「あいさつから始まる手話」を作成
- 市内公民館等での手話講座を実施
- 市内事業所等で啓発講座を実施
- 市の行事に手話通訳者等を派遣
- 市内小学校・中学校・特別支援学校で啓発講座を実施及び同教職員に手話研修会の機会を提供
- 市職員に対する手話講習会を実施
- 手話奉仕員、手話通訳者の養成
- 啓発講座等の指導者養成



市職員に対する手話講習会を実施

三木市における手話の在り方のイメージ



(参考)

電話リレーサービス・遠隔通訳サービス・NET119

●電話リレーサービス(R3年7月1日～)



●遠隔手話通訳(R2年9月30日～)

利用可能時間

平日 9:00～17:00 (受付: 平日 9:00～16:00)

※ただし、手話通訳者が不在の場合、ご希望に添えないことがあります



●NET119緊急通報システム(R3年4月1日～)



障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要
(令和4年法律第50号)

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条)

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務(5条)
- ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条)
- ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

- | | |
|---|--|
| (1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)
①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
③関係者による「協議の場」の設置 など | (4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)
国・地方公共団体について
①相談対応に当たっての配慮
②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 |
| (2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)
①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など | (5) 国民の関心・理解の増進(15条)
○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など |
| (3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)
①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
②事業者の取組への支援 など | (6) 調査研究の推進等(16条)
○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及 |

○障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)

○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日: 令和4年5月25日